

令和5年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長浅井由崇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長浅井由崇は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていました。一方、業務レベルの内部統制については有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握しました。

このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（2件）について、次のとおり是正しました。

（1）福祉部の職員が、預り金が残高不足の入所者の日用品等を、一時的に他の入所者の預り金を無断流用し購入していました。これを受け本市は、流用した職員及び当該職員の管理監督者に対し指導及び懲戒処分を行いました。また、再発防止のため、職場内において、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、適切な預り金管理の取扱いについて体制を再整備しました。

（2）福祉部の職員が、受給者に支給すべき保護費等を着服していました。これを受け本市は、着服した職員及び当該職員の管理監督者に対し懲戒処分等を行いました。また、再発防止のため、職場内において、事務処理体制の見直しと周知をしました。

令和6年7月18日 豊橋市長 浅井由崇